

## 4. 地域猫活動取組事例

### 事例 1

近所に野良猫に餌だけを与える人がいるらしく、その周辺を中心に約 30 頭の野良猫がおり、Aさんたちは糞尿被害で困っていたため、自治会に相談しましたが、敷地内への侵入防止など、自衛するしかないと言われました。

そのため役所に相談したところ、地域猫活動の説明を受けたことから、周辺の住民に声を掛け参加者を集め、地域猫活動のノウハウを持つ動物愛護団体の協力を得て、小規模ながら活動を開始しました。

始めに野良猫の状況について調査したところ、野良猫は2つのグループに分かれていることがわかったため、それぞれのグループの活動地域に住む参加者及び賛同者の敷地内に餌場及びトイレを設置しました。

不妊去勢手術費用については、参加者で出し合い、同時に地域住民への活動についての説明の際に、カンパを募りました。

活動と並行して地域住民への周知を行っていたところ、徐々に参加者が増えてきたことから、行政及び動物愛護団体をアドバイザーとして迎え、活動についての住民説明会を数回実施したところ、地域の問題として自治会として活動することになり、手術費用についても自治会から一部支出することになりました。

また、地道な説得により餌やりの人も活動に協力してもらえることになり、今では積極的に餌場及びトイレの管理を行っています。

自治会として活動することにより、餌場及びトイレの数、及び手術費用が増えて活動が進んだことから、開始後5年が経過し、猫の頭数は18頭まで減少しています。

始めは地域住民の協力をなかなか得られないことがありますが、その場合には小規模ながらも「できることから」活動を開始すると同時に、回覧板や説明会により活動についての周知を行い、賛同者を増やしていくことが重要です。

また、参加者に地域猫活動の経験者がいなければ、ノウハウを持つ動物愛護団体などに協力を求めることも、その後の不妊去勢手術・地域住民への説明・里親探しなどを含め、活動をスムーズに進めていくうえで大変有効です。

不妊手術費用が活動の大きな障害になることがあります。商店などへの募金箱の設置やバザーの開催などで手術費用を賄っている活動団体もあります。また、関係団体や市町によっては手術費用の全部または一部補助を行っているところもあります。

餌やりの人は猫が馴れている場合があり、その地域の猫事情に詳しいことが多いことから、協力を得ることができれば大きな力になる可能性があります。

地域猫活動の成果が表れるのは年単位の期間が必要です。そのため、いかに活動を継続させていけるかが重要です。

## 事例 2

Bさんが住んでいるのは自然豊かで住宅もあまり密集していない地域で、以前から猫による糞尿被害に困っていました。その被害は野良猫だけでなく、ほぼ放置に近い屋外飼養の猫（そと猫）によるものも少なくありませんでした。

また、自然豊かな地域であるためか、遺棄される猫が多く、それらの猫がこ猫を産み、猫の数が多くなる一方でした。

これらの問題について自治会で地域猫活動を行うことになったことから、動物愛護団体の協力を得て活動を開始すると同時に、猫の遺棄を防止するため、パトロールの実施や遺棄防止ポスターの掲示、及びそと猫の飼い主に屋内飼養及び不妊去勢手術の啓発を行いました。

しかし屋内に猫を閉じ込めることや手術に拒否反応を示す住民が少なからずおり、なかなか活動が進みませんでした。

そのため、行政及び動物愛護団体と共に交通事故や怪我、迷子、感染症等のそと猫のリスク及び無計画な繁殖により生まれる不幸な命について時間をかけて説明したところ、徐々にではありますが、屋内飼養や不妊去勢手術を実施する住民が増え、そと猫についても、ルールに基づいて飼い主が管理するようになってきました。

活動開始から3年が経過しましたが、地域猫活動による地域環境の改善や遺棄防止策の徹底及び無責任な飼養の減少により、新たに遺棄される猫はほぼなくなりました。

猫について、「餌だけ与えて後は自由」という考えを持っている人もおり、屋内飼養や繁殖制限などの適正飼養について、なかなか理解を得られない場合があります。

不妊去勢手術について、繁殖という生物本来の行動や健康な体に処置を行うことから強い拒否反応を示す場合があります。

地域猫活動には野良猫だけではなく、そと猫への対処も重要なことから、事故や感染症等の屋外飼養のリスクについて、また、不妊去勢手術については繁殖期の問題行動の軽減や生殖器系の病気予防などのメリットについて根気よく説明し、理解を得られるようにしてください。

いくら不妊去勢手術を実施して繁殖による増加を抑えても、遺棄される猫を無くさなければ数は減りません。  
猫の遺棄・虐待は犯罪なので見かけたら即警察に通報するなど、厳格に対応するようにしましょう。

## 5. お問い合わせ

愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課	089 (912) 2390
愛媛県動物愛護センター	089 (977) 9200
松山市保健所生活衛生課	089 (911) 1862
四国中央保健所衛生環境課	0896 (23) 3360 (代)
西条保健所生活衛生課	0897 (56) 1300 (代)
今治保健所生活衛生課	0898 (23) 2500 (代)
中予保健所生活衛生課	089 (941) 1111 (代)
八幡浜保健所生活衛生課	0894 (22) 4111 (代)
宇和島保健所生活衛生課	0895 (22) 5211 (代)

